

日本工業規格

日本工業標準調査会の調査審議を経て、平成27年4月1日に下記の日本工業規格を改正したので、工業標準化法（昭和24年法律第185号）第16条の規定に基づき公示する。

平成27年4月1日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

記

改正された日本工業規格

歯科用多目的超音波治療器及びチップ	T 5 7 5 0
歯科用根管長測定器	T 5 7 5 1
歯科－重合用光照射器－第1部：ハロゲンランプ	T 5 7 5 2－1
歯科－重合用光照射器－第2部：発光ダイオード（LED）	T 5 7 5 2－2
歯科用照明器	T 5 7 5 3
歯科用ハンドピース－エアスケーラ及びスケーラチップ	T 5 9 1 0
歯科用ハンドピース－電動スケーラ及びスケーラチップ	T 5 9 1 1
歯科用根管充てん（填）ポイント	T 6 5 1 5
歯科用根管充填シーラ	T 6 5 2 2
眼圧計	T 7 3 1 2
眼底カメラ	T 7 3 2 0

（内容省略）

備考 内容は、日本工業標準調査会ホームページ(<http://www.jisc.go.jp>)において閲覧に供する。また、厚生労働省医薬食品局医療機器・再生医療等製品担当参事官室においても閲覧に供する。